災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書

東日本大震災発生から８か月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされています。今後、本格的な復旧・復興に向けては、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められています。一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策の在り方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められています。

今後、被災地の本格的な復旧・復興と併せて、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施など災害時を想定した国民の生命・財産の保護につながる社会資本整備に係る公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要があります。

よって、政府におかれては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう下記の事項について強く求めます。

記

1　東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消を始め、幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。
2　学校施設の防災機能向上のための環境整備の充実を図りつつ、公立学校の耐震化を加速度的に推進すること。
3　公共施設や社会インフラの維持・管理など計画的な老朽化対策を推進すること。
4　地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること。

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

近年、野生生物による農作物の被害は深刻な状況にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしています。野生鳥獣による農作物被害額は、平成 21 年度においては 213 億円で、前年度に比べて 14 億円増加しています。鳥獣被害全体の７割が、いのしし、鹿及び猿によるもので、農作物の被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっているとの指摘もあります。

このような状況を踏まえ、国においては平成 19 年 12 月、議員立法（全会一致）により、「鳥獣被害防止のための特別措置に関する法律」が成立。これに基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への捕獲許可の権限委譲など、各種支援の充実が図られました。

しかしながら、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠です。

また、野生生物の保護及び被害防止対策のための適切な個体数管理の上からも、正確な頭数の把握は欠かせませんが、その調査方法はいまだ十分なものとはいえず、早期の確立が望まれます。

よって、政府におかれては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記の事項を速やかに実施されるよう強く求めます。

記

1　地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
2　現場では、有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講ずること。
3　有害鳥獣の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
4　効果的な野生鳥獣被害防止対策を構築すること。

台風 12 号災害の復興状況（H24. 1. 16 現在）

赤谷土砂ダム

国交省担当官と施工業者（鹿島建設）の方から、緊急対策工事の説明を受けた。

赤谷の土砂ダムは、予想以上の土砂で谷が埋め尽くされ、元の地形が全くわからない状況である。

このような危険な状態の中で、施工業者の方々は正月１日を重機点検の休日とした以外、休むことなく常に４０名の方で懸命に作業に当たられている。

堂平地区国道１６８号仮設道路

辻堂地区の崩土により国道１６８号に架かる橋が落橋し、大型車両は危険警戒地域を大変危険な状況の下で通行している。

急ピッチの２４時間体制で仮設道路の施工が行われ、残すところアスファルト舗装のみとなっている。

施工業者によると、高規格道路並みの高品質の仮設道路（設計速度＝６０km／h）で、鋼材１６００トンを使い、総工費は、約８億８千万円。下部は、次の段階でも使用可能な鋼管杭が使われている。